

各保育・教育施設設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局
保育・教育人材課長
保育・教育運営課長

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の
人員基準の取扱いについて（通知）

日頃から、本市保育行政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。
標記につきまして、厚生労働省より事務連絡が発出されましたので、周知いたします。それに
伴い、横浜市としての考え方を整理しましたので、ご確認ください。

令和2年2月25日 厚生労働省子ども家庭局保育課（事務連絡）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（抜粋）

「今後、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人
員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用につ
いては、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で」運営を行ってください。

【横浜市としての考え方】

- 保育所等の職員については、別途送付した「保育所等における感染拡大防止のための留意点につ
いて」（厚生労働省 事務連絡 令和2年2月25日）に基づき、勤務の管理を行ってください。
- 新型コロナウイルス感染症の発生に関連して保育士等が自宅待機をしたことなどにより、通
常の職員配置ができない場合においても、指導の対象とはしません。
※なお、各園の児童や保育士の状況を勘案し、クラス編成の工夫をするなど、安全な保育が確保でき
るよう、ご配慮ください。
※職員が大量に不足し、安全な保育の確保が困難となる場合は保育・教育運営課（下記担当者）まで
ご相談ください。

【国通知】

- 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」
（厚生労働省 事務連絡 令和2年2月25日）
- 「社会福祉施設等における職員の確保について」（厚生労働省 事務連絡 令和2年2月17日）
- 「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」（厚生労働省 事務連絡 令和2年2月25日）

また、横浜市のホームページにも関連記事を掲載し、随時更新しておりますので、そちらもご活用いた
だきますよう、お願いいたします。

【保育・教育施設における感染症対策について】

横浜市トップページ>暮らし・総合>子育て・教育>保育・幼児教育>保育・教育の質向上
>感染症対応>保育・教育施設における感染症対策について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/kansen/20190329095234280.html>

【新型コロナウイルスに関連した肺炎について】

※横浜市役所のトップページにリンクがあります。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/yobosesshu/kansensho/20200127coronavirus.html>

保育・教育人材課 担当：宮本・柴崎（TEL 045-671-2397）
保育・教育運営課 担当：古賀・鈴木（TEL 045-671-2427）

事務連絡
令和2年2月25日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$ 保育主管部（局）

厚生労働省子ども家庭局保育課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて

今般、「社会福祉施設等における職員の確保について」（令和2年2月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等連名事務連絡）に基づき、職員の確保が困難な施設がある場合については、他施設等からの職員の応援が確保されるよう必要な対応をお願いしているところです。

今後、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲でご配慮いただきますよう、関係市区町村や保育所等、保育関係団体に周知を図るようお願いいたします。

事務連絡
令和2年2月17日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

社会福祉施設等における職員の確保について

新型コロナウイルスについては、かねてより必要な対応をお願いしているところですが、社会福祉施設等の入所者・利用者へのサービス提供を維持するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。

厚生労働省としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。

事務連絡
令和2年2月25日

都道府県
各 指定都市
中核市
保 育 担 当 部 (局)
地域子ども・子育て支援事業担当部 (局) 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所等における感染拡大防止のための留意点について

保育所等（児童厚生施設、認可外保育施設及び問い合わせ欄に記載の地域子ども・子育て支援事業を含む。以下同じ。）の子どもや職員（以下「子ども等」とする。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「保育所における感染症対策ガイドライン」や「保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年2月13日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（令和2年2月18日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）などでお示したところであるが、保育所等における感染拡大を防止する観点から、罹患が確認されない子ども等についても、別紙の点に留意されたい。

保育所等における感染拡大防止のための留意点

(職員等について)

- 保育所等の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱（37.5 度以上の発熱をいう。以下同じ。）や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。保育所等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

ここでいう職員とは、子どもに直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立ち入りを断ること。

- 該当する職員については、「「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。

(子どもについて)

- 保育所等の登園に当たっては、登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該子どもの健康状態に留意すること。

上記にかかわらず、病児保育事業の利用について妨げるものではないが、当該子どもの保育所等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休園を実施している場合等については、感染の状況や受診した医師の診断を参考に、利用の可否について、慎重に判断すること。

- 市区町村や保育所等においては、都道府県等や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で保育所等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

○本件についての問合せ先

(新型コロナウイルス関連肺炎についての厚生労働省電話相談窓口)

TEL : 0120-565653 (フリーダイヤル)

※受付時間 9時00分～21時00分 (土日・祝日も実施)

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4854, 4839)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線4838)

FAX : 03-3595-2313

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

(児童厚生施設、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp